

市税3税の口座振替をご利用のみなさんへお知らせ

固定資産税・市県民税・軽自動車税の口座振替登録がある人で、3年連続して各税目について課税が無い人については、その税目に関する市での振替口座登録が廃止されることとなります。

したがって、過去に口座登録があった人でも、3年連続で課税が無い状態が続くと、次回課税があった場合には納付書での支払方法に自動的に切り替わることとなります。口座振替を希望される場合は、再度金融機関窓口での手続きが必要となりますので、ご注意ください。

問合せ＝税務課 納税推進係（内線273～276）

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告はお早めに

市県民税が源泉徴収されている上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等につき、市県民税において総合課税又は申告分離課税を選択する場合には、対象となる年度の市県民税納税通知書の送達までに、税務署への確定申告書又は市役所への市県民税申告書を提出してください。

また、これらの所得につき、市県民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合には、対象となる年度の市県民税納税通知書の送達までに、税務署への確定申告書とは別に市役所への市県民税申告書を提出してください。

納税通知書の送達時期＝

市県民税を給与から天引きされる人 (特別徴収)	5月中旬
市県民税を給与天引き以外で納付される人 (普通徴収)	6月上旬

問合せ＝税務課 市民税係（内線281～283）

4月より小学1年生になったお子さんの医療費受給資格証について

就学に伴い、医療費受給資格証は切り替えとなっています。

- ・乳幼児医療費受給資格証（水色）
→子ども医療費受給資格証（黄色）
- ・ひとり親家庭等医療費受給資格証（水色）→（白色）
- ・心身障害者医療費受給資格証（水色）→（白色）

お手元の資格証をご確認ください。新しい資格証をもっていない人は、下記まで問い合わせてください。

問合せ＝保険年金課 医療係（内線327・328）

雨水タンクの設置には補助金が交付されます

雨水タンクは、大雨時に雨どいからの雨水を一時的にタンクに貯めることにより、河川に流れ込む雨水の量を減らし、川の氾濫を抑制する効果があり、水害に強いまちづくりを促進することができます。



また、貯まった水は庭木への散水や打ち水などに使うこともできますので、エコライフの一助としてぜひご活用ください。

◆令和3年度から一部補助要件を拡充します

(変更前)	(変更後)
市の指定した雨水タンクのみ対象	→ 市販の雨水タンクすべて対象
最大2基まで対象	→ 条件付きで最大4基まで対象

これまでより多くのみなさんに設置していただき、さらなる市民参加型の治水対策にご協力をお願いします。

補助金額＝雨水タンク本体価格と設置費の半額（上限4万5千円）

※補助には、交付要件を満たす必要があります。

※補助には、雨水タンク購入前に申請する必要があります。

問合せ＝建設課 治水係（内線613）

麻しん風しん2期予防接種のお知らせ

はしか（麻しん）は感染力が大変強い感染症です。

1歳で1回目、小学校入学前に2回目の麻しん風しん予防接種を受けます。

他の予防接種についても受け忘れていないかを小学校の入学前までに確認しましょう。予診票は乳児期にお送りしている予診票綴に入っていますが、転入などでお持ちでない場合は、保健センターまでご連絡ください。

令和3年度2期対象者＝小学校就学前の1年間（平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ）

実施期間＝4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

実施場所＝市内指定医療機関

費用＝無料（実施期間を過ぎると全額自己負担）

問合せ＝保健センター「さんて郡山」（☎58-3333）